

# 相模原市立清新中学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、相模原市立清新中学校PTAと称し、事務局を同校におく。

## 第2章 目的

第2条 この会は、学校、家庭、社会における生徒の健全な育成を図ると共に、会員の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 この会の方針は次の通りとする。

- 1 学校と家庭との連絡を密にし、生徒の人間形成を助長するように努める。
- 2 教育環境の整備向上を図ると共に社会環境の浄化に努める。
- 3 青少年教育を目的とする他の団体及び機関と連携協力する。
- 4 会員全体の意思を尊重し、特定の政党や宗教にかたよらず、この会の目的達成以外の営利的行為は行わない。
- 5 学校の教育活動の進展に協力するが、管理や教職員の人事に干渉するものではない。

## 第4章 会員

第4条 会員の資格は、次の通りとする。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者又は、これに代わる者。
- 2 本校に勤務する校長及び教職員。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会計

第6条 この会の会費は、年2,400円とする。

第7条 この会の経費は、会費、その他の収入等をもってこれにあたる。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて、原則的に行う。

第9条 この会の決算は、監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

## 第6章 役員、会計監査

第11条 この会に、次の役員及び会計監査をおく。

- 1 会長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（保護者2、副校長）
- 3 書記 3名（保護者2、教職員1）
- 4 会計 3名（保護者2、教職員1）
- 5 顧問 （校長）
- 6 会計監査 2名（保護者1、教職員1名）

本会の役員は状況に応じて増減することができる。

第12条 本会の役員及び会計監査は、役員候補者指名委員会で指名され、総会の報告をもって決定する。

## 第7章 指名委員会

第13条 指名委員会の役割

- 1 役員候補者指名委員（以下指名委員という）は、本部事務局に、実行委員会から選出された教職員2名が加わり、会長の要請を受けた後、指名委員会を発足させる。
- 2 指名委員は会長の委嘱により、指名委員会を構成し委員長1名副委員長1名を互選する。
- 3 指名委員長は指名委員に委嘱し、役員候補及び会計監査候補として会員の中より若干名の推薦を求める。

4 指名委員会は原則として規約第11条に定められた役員定数及び会計監査委員を指名する。

5 指名委員会は総会にて結果を会員に報告する。

## 第8章 総会

第14条 総会は、この会の最高議決機関で定期総会を開催する。ただし、会員の1/3以上の要求があるとき、及び会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第15条 総会は会員の1/3以上（委任状を含む）で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、書面にて総会を開催した場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。なお、議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとし、賛成が過半数を超えた場合に可決とする。

第16条 総会の議事日程は、総会の1週間前までに全会員に知らせなければならない。

## 第9章 実行委員会

第17条 実行委員会は、役員、常任委員会代表、教職員代表をもって構成する。

第18条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり次のことを行う。

- 1 この会の企画・運営にあたり各委員会の連絡を図る。
- 2 各種行事の遂行を促進し調整する。
- 3 その他必要な事項を協議・立案し、その遂行を図る。

第19条 実行委員会は、構成員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

## 第10章 常任委員会

第20条 この会に次の常任委員会をおく。本部事務局、広報委員会。

第21条 常任委員会の委員は、全会員から募集した広報委員と本部事務局で構成する。正副委員長は互選により選出する。

第22条 この会に必要な応じ、特別委員会を設けることができる。この委員会は、その目的を達したとき解散する。

第23条 各委員会は次の事項を分担する。

- 1 本部事務局  
役員と連絡を密にし、教育的諸活動の推進及び、地域活動に協力する。なお、委員は指名委員も兼ねる。
- 2 広報委員会  
会報を発行し、本会活動の理解を図る。

## 第11章 改正

第24条 この会則は総会において、出席者の過半数の賛成により改正することができる。ただし改正案は、その内容をあらかじめ会員に知らせておかなければならない。

## 第12章 個人情報情報の取扱いについて

第25条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報情報の取得や利用、管理については「相模原市立清新中学校PTA 個人情報取扱い規約」に定め適正に運用するものとする。

## 第13章 付則

第26条 この会の運営に関し、必要な細則は実行委員会の議決を経て定めることができる。

- 1 この会則は昭和46年5月26日より実施する。
- 2 表彰・慶弔等に関しては、別に内規を定める。
- 3 昭和48年4月28日一部改正。
- 4 昭和49年4月27日一部改正。
- 5 昭和51年4月24日一部改正。

- 6 昭和54年3月17日一部改正。
- 7 昭和59年3月 3日一部改正。
- 8 平成 元年3月 4日一部改正。
- 9 平成 3年1月19日一部改正。
- 10 平成 9年5月14日一部改正(役員の任期に関する第12条第2項)。
- 11 平成14年5月15日一部改正(会費に関する第6条)。
- 12 平成19年5月12日一部改正(第13条1・2、第21条)。
- 13 平成23年5月 7日一部改正(第13条1)。
- 14 平成29年5月 7日一部改正(第11条2)。
- 15 令和元年5月11日一部改正(第17条、第20条、第21条、第23条1・2・3)。
- 16 令和2年5月9日一部改正(第13条、第21条、第23条1・2)。
- 17 令和3年5月8日一部改正(第15条)。
- 18 令和4年5月7日一部改正(第11条、第12条、第13条、個人情報取扱について  
第12章第25条新設：以降繰り下げ)

## ◎ 表彰・慶弔ならびに災害等に関する内規 ◎

- 第1条 本会は、生徒・会員の表彰・慶弔・災害等に関し、次の定めにより、その意を表すものとする。
- 第2条 本会ならびに本校教育の充実・振興に寄与し功績顕著と認められる場合、感謝状ならびに記念品を贈り表彰する。なお人選その他については実行委員会に一任するものとする。
- 第3条 役員の退任及び教職員の転退職にあたっては、記念品を贈る。
- 第4条 生徒で特に他の範とする行為があったときは、実行委員会で協議し記念品を贈り表彰する。
- 1 他の範とする行為 全国大会出場など
  - 2 記念品 図書カードなど
- 第5条 会員又はその家族に、もし弔事のあったときは、次に相当する金品をおくり弔意を表す。
- 1 会員死亡の場合 5,000円 及び供花1基
  - 2 生徒死亡の場合 10,000円 及び供花1基
  - 3 教職員配偶者死亡の場合 5,000円 及び供花1基 尚、葬儀には参列しない。
- 第6条 生徒の疾病・傷害に関しては日本体育・学校健康センターの定めによる特別の事情がある場合は実行委員会で協議する。
- 第7条 生徒又は会員が災害を受けた時、災害見舞金を贈る。ただし災害が広範囲に渡り支出が困難と認められる場合は、実行委員会または本部会の議決により、減額、又は贈らない場合がある。
- 損害の程度にかかわらず 10,000円
- 第8条 その他特に必要と認められた場合は本部会の議決により執行し、実行委員会の承認を得る。

## 糸田 貝リ

### 1 役員及び会計監査の任務

- (1)会 長 本会を代表して会務を統轄する。
- (2)副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- (3)書 記 本会の庶務を担当し、業務に必要な書類の作成と議事録などの保管にあたる。
- (4)会 計 本会の経理を司る。
- (5)会計監査 本会の経理について監査し總會において監査報告する。

- 2 定期総会の審議事項
  - (1)会務の報告
  - (2)決算報告
  - (3)会計監査報告
  - (4)事業計画案
  - (5)予算案
  - (6)その他必要事項
- 3 常任委員会4役の任務
  - (1)委員長 委員会を代表して会務を統轄する。
  - (2)副委員長 委員長を補佐し、委員長事故ある時は、これを代行する。
  - (3)書記 委員長の庶務を担当し、業務に必要な書類の作成と議事録などの保管にあたる。
  - (4)会計 委員会の経理を司る。
- 4 地区協力委員の選出
  - (1)地区により必要に応じて、地区協力委員を若干名選出する。
  - (2)地区協力委員とは、地区活動の際、要請に応じて協力していただく方をいう。
- 5 役員及び会計監査の報告  
定期総会時に会員に報告。
- 6 指名委員及び常任委員の選出人数について  
各地区より、指名委員・地区校外委員・広報委員を各2名選出していたものを、令和2年度より、全会員からの募集とする。そのため、年度ごとの応募状況等により指名委員及び常任委員の人数は変動する。
- 7 実行委員会を構成する常任委員会代表  
広報委員会は2名、本部事務局は各学年2名程度の計6名を上限とする。ただし、代表以外の委員や会計監査などが、オブザーバーとして参加することは妨げない。
- 8 本部会の役割  
役員をもって構成し、実行委員会で協議する内容等を調整する。なお、本部会は意思統一の場であり議決の場ではないが、急を要する案件についてはその限りでない。（決定事項は、実行委員会で報告する。）

## 付 則

- 1 この内規は昭和46年5月26日より実施する。
- 2 昭和49年4月27日一部改正。
- 3 昭和61年5月17日一部改正。
- 4 平成 3年1月19日一部改正。
- 5 平成 9年5月14日一部改正。
- 6 平成10年5月16日一部改正。
- 7 平成11年5月15日一部改正。（表彰・慶弔ならびに災害等に関する内規第1条、第7条、第58条）
- 8 平成21年4月 1日一部改正。（細則6 指名委員及び常任委員の選出人数について）
- 9 平成25年5月18日一部改正。（表彰・慶弔ならびに災害等に関する内規第5条、第7条）
- 10 平成27年5月16日一部改正。（表彰・慶弔ならびに災害等に関する内規第4条）
- 11 令和2年1月15日一部改正。（細則6 指名委員及び常任委員の選出人数について、 細則7、細則8追加）
- 12 令和4年5月7日一部改正。（細則5 役員及び会計監査の報告）

◎ 清新中学校PTA組織図 ◎

